

京都市告示第 607号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
伏見西部第五 経9号線	伏見区横大路六反畠20番地地先から 同区横大路神宮寺10番地、10番地の1合地地先 まで	メートル 321.00	メートル 8.00 ~ 16.00
伏見西部第五 緯7号線	伏見区横大路北ノ口町46番地の1地先から 同町36番地地先まで	189.60	8.00 ~ 14.28
伏見西部第五 緯8号線	伏見区横大路六反畠24番地地先から 同町25番地地先まで	129.80	8.20 ~ 16.23
伏見西部第五 緯9号線	伏見区横大路神宮寺5番地地先から 同区横大路西海道23番地の2地先まで	185.70	8.00 ~ 16.00

(建設局土木管理部道路明示課)